記者発表資料

平成２０年５月３０日
東 北 地 方 整 備 局

# ＰＦＩ法に基づく特定事業の選定を行いました
# ～盛岡第２地方合同庁舎（仮称）整備等事業～

東北地方整備局は、平成２０年３月１３日付けで、盛岡第２地方合同庁舎（仮称）整備等事業に関する実施方針を公表し、事業化への検討を続けてきました。

その結果、方針に基づき実施することが適切であると認められましたので、５月３０日付けで、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第６条の規定により、**盛岡第２地方合同庁舎（仮称）整備等事業を選定しました。**

また、同法第８条の規定による客観的な評価の結果、及び選定にあたり寄せられた意見・質問を踏まえ、変更された実施方針を併せて公表しましたのでお知らせします。

## １．事 業 概 要（別紙）

## ２．ＰＦＩ事業として実施することの評価

・本事業は、ＰＦＩ事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。

## ３．今後のスケジュール

| | |
|---|---|
| 入札公告 | 平成２０年７月頃 |
| 民間事業者の選定 | 平成２０年１２月頃 |

## ４．公表先

国土交通省東北地方整備局ホームページの営繕部ＰＦＩ事業のページ
URL　http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/pfi/top.html

＜発表記者会：宮城県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会＞

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　電話０２２－２２５－２１７１（代）
営繕部　計画課長　山北（やまきた）　孝治（こうじ）（内線５１５１）
計画課長補佐　渋谷（しぶや）　巌（いわお）（内線５１５３）

**別　紙**

## 事 業 概 要

**・事業の対象となる公共施設等の名称及び種類**

①名称：盛岡第２地方合同庁舎(仮称)

②種類：合同庁舎(官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律 181 号)第 2 条第 3 項に定める庁舎)

**・公共施設等の管理者等**

国土交通大臣　冬柴　鐵三(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者　東北地方整備局長　久保田　勝)

**・特定事業の概要**

ＰＦＩ手法(ＢＴＯ、サービス購入型)による、盛岡第２地方合同庁舎(仮称)の施設整備、維持管理等を実施する。

※ 民間収益事業を実施することも可能

**・事業期間**

事業契約締結日から平成３３年度末まで（約１３年間）

【前回記者発表資料】

# 盛岡第２地方合同庁舎（仮称）

## 施設概要

住　　所：盛岡市盛岡駅西口地区土地区画整備事業地区内

敷地面積：　約2,500㎡

庁舎規模：　SRC造
　　約11,300㎡

入居予定官署：
岩手行政評価事務所
盛岡地方法務局
岩手労働局
盛岡労働基準監督署
仙台入国管理局
　　盛岡出張所

**案内図（盛岡駅西口地区）**

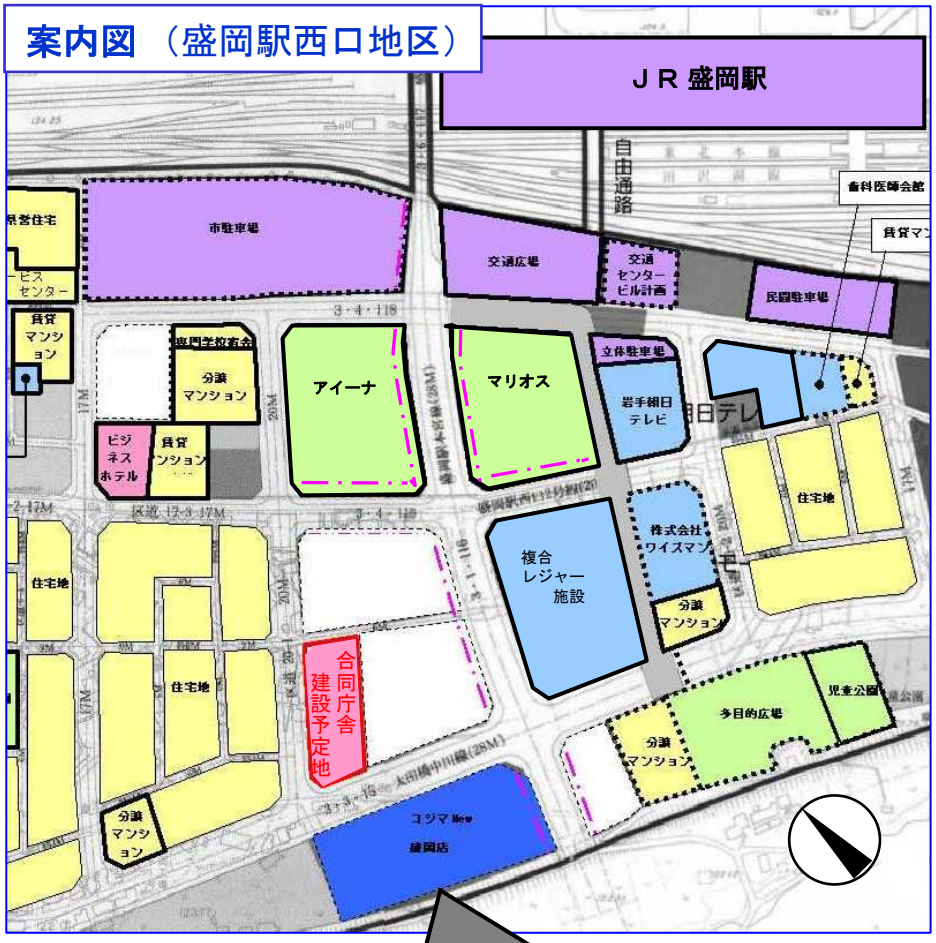


**盛岡駅西口地区遠景**

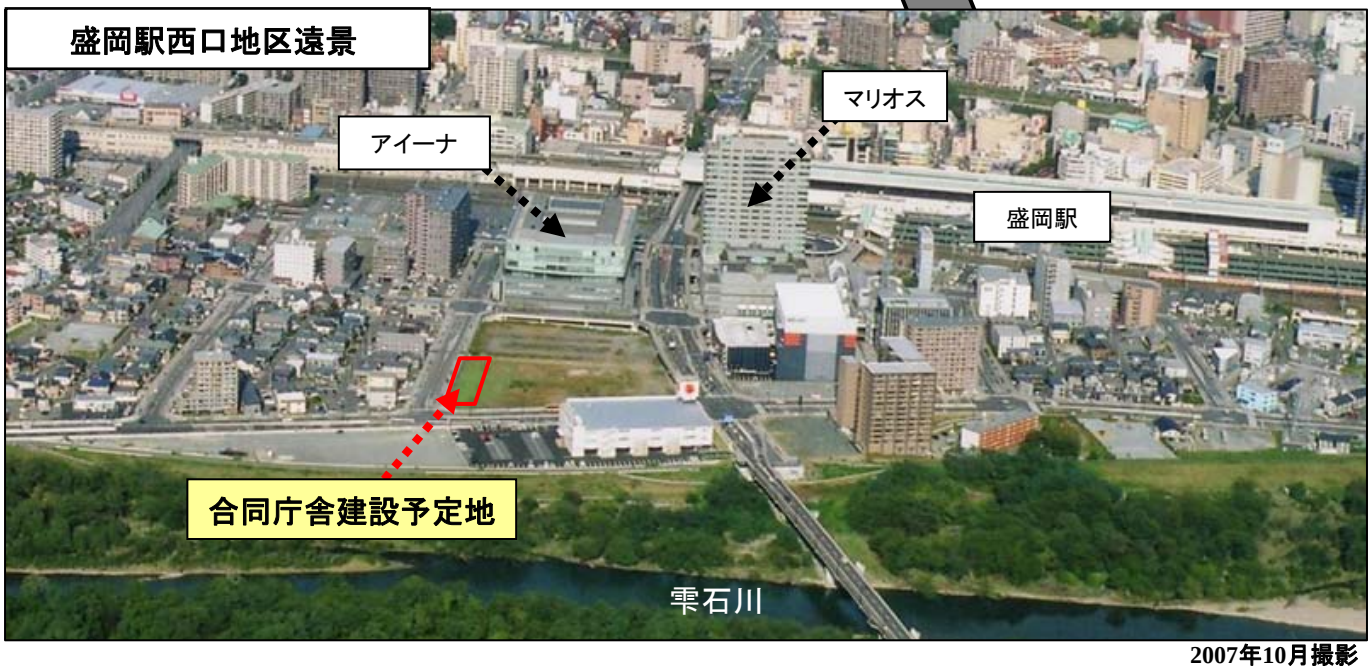


2007年10月撮影

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）
平成一一年〇七月三〇日 法律第一一七号

（目的）

第一条　この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条

２　この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、改修、維　持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業そ　の他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

４　この法律において「選定事業」とは、第六条の規定により選定された特定事業をいう。

（特定事業の選定）

第六条　公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（客観的な評価）

第八条　公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。